

八代市いじめ防止基本方針 (改訂版)

平成26年4月18日策定
(令和7年7月改訂)
八代市

【目 次】

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等に関する基本理念	1
2 市の基本方針の内容	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	3
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 家庭や地域との連携	5
(5) 関係機関との連携	5
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 いじめの防止等のために本市が実施する施策	6
(1) 八代市いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(2) 八代市いじめ防止等対策委員会の設置	6
(3) 本市が実施する施策	6
ア いじめの防止	6
イ いじめの早期発見	7
ウ いじめへの対処	7
エ その他の施策	8
2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	9
ア 未然防止	9
イ 早期発見・事案対処	10
ウ 学校いじめ防止基本に基づく各種取組	10
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	11
ア いじめの防止	11
イ いじめの早期発見	12
ウ いじめに対する措置	13
エ いじめの解消	13
3 重大事態への対処	15
(1) 重大事態の報告、調査、対処	15
ア 重大事態の意味	15
イ 重大事態調査の目的	15
ウ 重大事態調査に対する平時からの備え	15
エ 重大事態の報告及び調査主体	16
オ 事実関係を明確にするための調査の実施	17
カ 重大事態の判断	18
キ 調査報告書の作成	19
ク その他留意事項	19
(2) 調査結果の提供及び報告	19
ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供	19
イ 市教育委員会への報告	20
ウ 調査結果を踏まえた必要な措置	20
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	20
ア 再調査	20
イ 再調査の結果を踏まえた措置等	20

Ⅲ	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	20
1	基本方針の見直しの検討・・・・・・・・	20
2	基本方針策定状況の確認と公表・・・・・・・・	20

はじめに

いじめは、学校教育のみならず子供に関わる全ての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。その際、いじめはどの子供にも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こすことを十分に認識しておかなければなりません。

本市では、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係者との連携の下、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組んできました。しかしながら、毎年多くのいじめが認知され、中には深刻な事態に至ったものもあります。児童生徒の尊厳が守られ、生命・身体の安全が脅かされることのないよう市民総がかりでいじめを防ぐという強い決意のもと八代市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

この市の基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「熊本県いじめ防止基本方針」を踏まえ、本市がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければなりません。

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 市の基本方針の内容

市の基本方針は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組を定めるものです。

また、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本市においていじめの防止等が体系的かつ計画的に行われるよう講ずべき対策の内容を記載します。

3 いじめの定義

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・ いじめられた児童生徒の立場に立って見極めること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではありません。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もあります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければなりません。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要です。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要です。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められます。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求めら

れます。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める必要があります。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められます。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められます。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要があります。

学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る環境づくりを行うことが求められます。

（３）いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校はいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行わなければなりません。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに

に、早期に関係機関等と連携して対応することが求められます。特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとします。

このため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要です。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められますが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではありません。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれます。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要です。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められます。

（４）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせません。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければなりません。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

（５）関係機関との連携

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、学校や市教育委員会と関係機関の担当者との連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければなりません。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本市が実施する施策

(1) 八代市いじめ問題対策連絡協議会の設置

本市は、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、その構成員は、学校、教育委員会、市長部局関係課、児童相談所、地方法務局、警察等の他、心理や福祉の専門家等が参加しています。

(2) 八代市いじめ防止等対策委員会の設置

本市は、法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うことなどを目的とする市教育委員会に常設の附属機関として、「八代市いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置しています。

また、対策委員会には、専門的な知識及び経験を有する有識者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めています。

対策委員会の主な機能は、市教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策について専門的知見からの調査研究・審議等を行うこととしています。

(3) 本市が実施する施策

ア いじめの防止

(ア) 生徒指導充実月間を活用し、各学校でのいじめや不登校の未然防止、早期発見、早期解消のための取組を強化します。

(イ) 「八代型小中一貫・連携教育」を推進し、「育ちの連続性」を図ることで、児童生徒の不安感を軽減するとともに異年齢交流等により自己有用感を育て、いじめの未然防止につなげます。また、法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図ります。

(ウ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育相談に応じる者、スクールカウンセラー^{注1}、スクールソーシャルワーカー^{注2}等の専門家や弁護士等の確保に努めます。

(エ) 生徒指導支援員等の学校支援職員（会計年度任用職員）の人員確保について、学校の実情にあわせて配置できるように配慮します。

(オ) 県教育委員会や警察と連携をとりながらインターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努めます。また、情報モラル教育の推進やネットパトロールの取組とともに、その情報を各学校に提供します。さらに、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用を図ります。

(カ) いじめの防止等に対する教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力の向上を図るため、各種の研修を通して、教職員自身の人権感覚やコミ

コミュニケーション能力等の資質やスキルを高めるための支援を行います。

- (キ) 児童生徒が、いじめの防止等について自ら考え、判断し、行動することができる場を設定するとともに、児童生徒自身の活動を支援し、児童生徒主体の委員会の設置など児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努めます。
- (ク) 教職員をはじめ関係職員のカウンセリングの能力向上のため、ゲートキーパー養成研修等の施策を行います。
- (ケ) 保護者が、子どもの規範意識等を養うために、「くまもと家庭教育支援条例」の周知等、PTAと連携して保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置、また、その周知等を行います。
- (コ) 人権子ども集会・フェスティバル in やつしろの開催等、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図ります。

イ いじめの早期発見

- (ア) 学校と地域、家庭が組織的に連携し、大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築するとともに、情報の共有化を図ります。
- (イ) 各学校において、いじめを早期に発見するための定期的なアンケート調査が実施され、教育相談体制が充実されるよう支援を行います。また、調査等によりいじめが認知されなかった場合、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証します。
- (ウ) 各学校において、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）」がなされるよう、指導プログラムに関する資料提供や、学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラー等の活用等、学校の取組を支援します。
- (エ) 八代市教育サポートセンターの「やつしろ子ども支援相談室」等の相談機関を充実させます。
- (オ) 市長への手紙、教育長への手紙等をいじめの相談窓口として活用します。

ウ いじめへの対処

- (ア) いじめに対しては、学校、市教育委員会、各関係機関等が連携し対処します。（図1）
- (イ) 学校だけでは解決が困難な事案が生じた場合に対応するため、外部の専門家からなる学校支援委員会^{注3}を必要に応じ活用します。
- (ウ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準^{注4}に基づいて、適時適切に相談を行うよう、警察との連携・協力体制の整備に努めます。

(エ) いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止^{注5}を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けることができるよう支援を行います。

エ その他の施策

- (ア) 「心のアンケート」や「事故・問題行動等の定例報告」、生徒指導連絡協議会^{注6}等の情報を通じて、学校における取組状況を点検するとともに、「八代市学校いじめ対処マニュアル」^{注7}の活用などを通じ、いじめの防止等における取組の充実を図ります。
- (イ) 全ての教職員に対して、各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止する重要性、相談制度等について必要な広報その他の啓発活動に努めます。
- (ウ) 自校の学校評価及び自己評価において、いじめ件数の多寡のみを評価するのではなく、積極的にいじめを認知し、実態把握や適切に対応することを肯定的にとらえ、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を立て、取組状況や達成状況を評価し改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。
- (エ) 県教育委員会と連携しながら、教員が子供と向き合う時間を確保し、子供の変化に迅速に対応できる体制の整備を支援します。
- (オ) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」を推進し、指導プログラムの提供やスクールカウンセラーの活用により学校の取組を支援します。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりです。これらを実施するにあっては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準が優先されることがあってはなりません。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要です。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県の基本方針、本基本方針を参考にして、いじめ防止等の取組についての基本的な方針や行動計画を定めた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めます。

学校基本方針は、いじめの防止のための具体的取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識できるものとしします。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全

体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）などが必要です。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル（以下「早期発見・事案対処マニュアル」という。）を定めます。

そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ対策組織」の活動が具体的に記載されるものとします。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも有効です。その際は、県が作成するいじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引きを活用します。

加えて、学校基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織^{注8}を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルをあらかじめ「学校基本方針」に盛り込んでおく必要があります。

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。学校基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要があります。

学校基本方針を策定するに当たっては、学校、家庭、地域社会総ぐるみで取り組むという意識を高めるために、可能な限り保護者や地域の方、児童生徒の意見を取り入れます。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民へ周知するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等の参加を得ることなどにより、各学校は「学校いじめ対策組織」を設置します。

以下、「学校いじめ対策組織」の基本的な役割を例示します。

ア 未然防止

（ア）いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づく

りを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- (ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (エ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- (イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「学校いじめ対策組織」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に「学校いじめ対策組織」の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要があります。また、いじめの早期発見のためには、「学校いじめ対策組織」は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識される必要があります。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が「学校いじめ対策組織」の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効です。

なお、「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置かなければなりません。

法第22条においては、「学校いじめ対策組織」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、

教務主任、生徒指導担当、人権教育主任や児童生徒支援加配教員、人権同和教育主担者、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するよう、各学校の実情に応じて決定します。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を「学校いじめ対策組織」に参画させ、実効性のある人選とする必要があります。

（３）学校におけるいじめの防止等に関する取組

ア いじめの防止

- （ア）いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校の教育関係全体を通じて、全ての児童生徒に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要です。また、いじめの未然防止の基本として、児童生徒が、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身に付け、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要があります。
- （イ）児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にＳＮＳ等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールを徹底します。
- （ウ）児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があります。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。加えて、集団の一員として自覚し、自信をもって行動できることでストレスを乗り越え児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要です。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育を実践します。
- （エ）教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- （オ）県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」の開催等、児童生徒を主体とした活動を通して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図ります。
- （カ）児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認めら

れるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童生徒の発達段階に応じて、指導することも望まれます。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

(キ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気が醸成され、児童生徒個々の行動に反映される取組を進めることも不可欠です。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点です。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童生徒の発達段階に応じて設けることが必要です。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点をもって、早い段階からの的確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努めるものとします。このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用します。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図ることも必要です。併せて、学校は定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要があります。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが求められます。
- (イ) スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証することが必要です。
- (ウ) アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければなりません。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底することが不可欠です。また、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図らなければなりません。

(エ) 児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動、朝（帰り）の会等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会をもつことが重要です。さらに、児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置する等、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努めることも必要です。

ウ いじめに対する措置

(ア) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としています。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものです。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければなりません。

(イ) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければなりません。

(ウ) 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通します。

(エ) いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導します。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

(オ) 学校は、必要に応じて、市教育委員会が派遣する学校支援員を要請することとし、派遣された学校支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、市が別途定めている「八代市学校支援委員会設置要領」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとします。

(カ) 学校は、重大事態発生時には、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用します。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会等の機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとします。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満

たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としますが、形式的な対処とならないように留意します。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。
- b 特に、寮生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行います。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておきます。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要があります。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省・令和6年8月改訂版）により、適切に対応します。

（1）重大事態の報告、調査、対処（図2）

ア 重大事態の意味

（重大事態）法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態となるいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
（ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もあります。）
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態調査の目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とします。

なお、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではありません。

ウ 重大事態に対する平時からの備え

（ア）学校における平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針についても理解し、重大事

態とは何か、どう対処すべきか認識しておくことが必要となります。

なお、各学校においては、そもそもいじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要となります。

また、学校いじめ対策組織が、個別のいじめに対する対処において実効的な役割を果たせるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者など、学校外の関係者とも連携体制を構築するものとします。

(イ) 市教育委員会における平時からの備え

学校と緊密に情報共有を行い、認知したいじめや、背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し、状況把握を行います。その中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行います。

また、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉等の専門家等で構成するいじめ防止等対策委員会等と連携できる体制を構築します。

エ 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。（図2）

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

(ア) 調査主体が市教育委員会の場合

八代市いじめ防止等対策委員会は、事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(イ) 調査主体が学校の場合

学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとします。

a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施します。

- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加えます。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とします。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行います。
- d 在籍児童生徒や教職員等からアンケート調査やヒアリング調査を行う等の適切な調査方法を採用します。なお、アンケート調査やヒアリング調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行います。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行います。
- f 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行います。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図ります。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指しています。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者に対して、調査の目的や調査方法、見通し等について説明し、共通理解を図ります。

（ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられます。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先します（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させます。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会

が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められます。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等があります。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければなりません。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

(ウ) いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める場合

対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときなど、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合や、学校のみで対応するか判断に迷う場合は、法第23条第6項に基づき直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

また、その際に学校が警察に相談・通報を行った事案については、学校と市教育委員会で共有します。

(エ) 第三者を加えた調査組織の構成を検討する場合

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等については、調査組織の中立性・公平性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討します。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門家を加えることが考えられます。

カ 重大事態の判断

重大事態の判断は、市教育委員会又は学校が行います。市教育委員会又は学校は、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに、疑いを抱いた段階から対応を開始します。

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等

に当たります。

なお、児童生徒や保護者からの申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行います。

キ 調査報告書の作成

「重大事態調査報告書」の作成に当たっては、事実経過に加え、市教育委員会及び学校が作成する場合であっても、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげます。

ク その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となります。その事態に関わりをもつ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもあります。そうした状況では、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

また、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じます。

（２）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはなりません。

得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

イ 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

ウ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果により、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対処マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

（３）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記（２）ーイの報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「八代市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において行います。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告します。

Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

１ 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から３年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ防止等対策委員会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講じます。

２ 基本方針策定状況の確認と公表

市は、市及び各学校における基本方針の策定状況を公表します。

- 注1 スクールカウンセラー：学校で児童生徒、保護者、教職員に対し、心理相談を行う専門家。
- 注2 スクールソーシャルワーカー：子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設等、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。
- 注3 学校支援委員会：学校だけでは解決が困難な事態になった場合、学校を支援する専門家のチーム。弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の他、教育委員会が必要と認める者がそのメンバーとする。
- 注4 学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項による相談基準

【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】

- 被害児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案

【犯罪行為として取り扱うことを求めている事案】

- 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めている事案

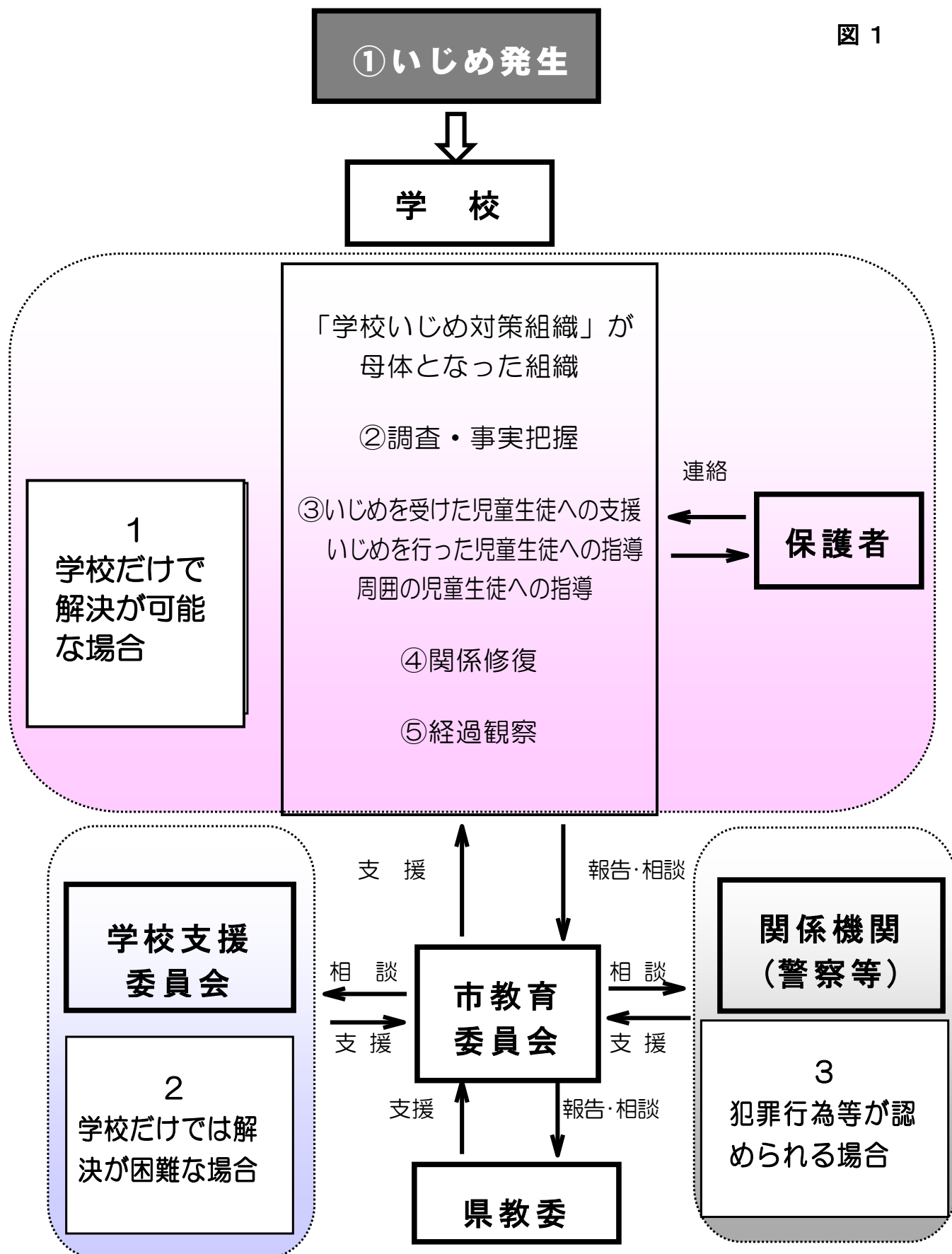
【指導が困難ないじめ事案】

- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為と認められる事案
- その他、警察へ相談することが適当と思われる事案

- 注5 出席停止：性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。（学校教育法第35条）この出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序維持の観点から設けられている。（文部科学省HPより）
- 注6 生徒指導連絡協議会：八代管内小中特別支援学校児童生徒のため、関係機関と連絡協力を密にし、その健全育成と非行防止にあたることを目的とした協議会。
- 注7 八代市学校いじめ対処マニュアル：八代市教育委員会が作成をしているいじめ問題に対処するためのマニュアル。いじめの防止、早期発見、早期対応から解消に至るまでの指導のポイント等について説明している。
- 注8 法第22条の組織：いじめ防止対策推進法において、いじめの防止等を実効的に行うために各学校に設置が義務づけられている「学校いじめ対策組織」のこと。常設であること、可能な限り外部の専門家等を加えることとされている。

(法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(「学校いじめ対策組織」))

図 1



学校支援委員会：学校だけでは対応が困難となった場合、専門的な立場において、学校及び学校関係者を支援する外部組織

